

# 契約書

---

家庭教師 \_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と保護者 \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、甲が乙の子である \_\_\_\_\_（以下、「丙」という。）に対して行うオンライン家庭学習指導（以下、「授業」という。）について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（授業内容および授業料）

1 甲は、丙に対し、甲・乙・丙三者協議により決定した別紙学習指導計画書（以下、「学習計画」という。）に従い、オンライン会議システム（Zoom、Google Meet 等。以下、「オンラインプラットフォーム」という。）を用いて授業を行う。

2 乙は、甲に対し、授業料として 1 時間当たり金 \_\_\_\_\_ 円（消費税等込み）を支払うものとする。

3 前項の授業料は、甲による授業の成果その他を勘案し、本契約の更新時に甲乙協議のうえ改定できるものとする。

## 第2条（支払方法）

1 乙は、当月最終授業日の翌日から \_\_\_\_\_ 日以内に、甲の指定する銀行口座または決済サービスへ授業料を振り込むものとする。

2 振込手数料その他支払に要する費用は乙の負担とする。

## 第3条（授業日時および振替）

1 授業は原則として学習計画に基づき実施する。

2 夏期・冬期等の長期休暇中の授業日時は、別途三者協議のうえ決定する。

3 甲または乙（丙を含む）の都合により授業日を変更する場合、原則として 24 時間前までに相手方の同意を得るものとする。

4 やむを得ない事由により当日の授業開始時刻等を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに対応方法を決定する。

#### 第4条（オンライン環境および通信障害への対応）

1 甲および乙は、授業実施に必要なインターネット環境、機器およびソフトウェアを各自の責任と費用で整備・維持するものとする。

2 通信障害その他の技術的問題により授業が中断した場合、双方協議のうえ振替授業を行う等適切に対応する。

#### 第5条（講師の義務）

1 甲は無断欠勤および無断遅刻をしてはならない。

2 甲は授業中、丙の学習指導に専念し、授業に関係のない活動を行ってはならない。

3 甲は丙および乙の事前の書面同意なく授業の録画・録音・画面キャプチャを行わないものとする。

4 甲は授業を通じて知り得た丙・乙に関する個人情報を厳重に管理し、乙の事前の書面同意なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

#### 第6条（契約期間および更新）

1 本契約の期間は、令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日までの\_\_か月間とする。

2 期間満了1か月前までに甲乙いずれからも別段の申し出がない場合、本契約はさらに\_\_か月間自動更新されるものとし、以後同様とする。

#### 第7条（解約）

1 甲または乙は、1か月前に書面により通知することで本契約を終了させることができる。

2 前項にかかわらず、乙が既に行われた授業の授業料とは別に1か月分の授業料相当額を支払う場合には、直ちに本契約を終了させることができる。ただし、以下の場合には乙は当該授業料相当額を支払うことなく直ちに契約を終了できる。

(1) 本契約締結から \_\_\_\_ か月以内の場合。

(2) 甲が第5条に違反するなど、契約を即時終了させる正当な理由がある場合。

#### 第8条（契約条項の変更）

1 甲および乙は、本契約の条項を変更する必要がある場合、相手方に協議を申し入れることができる。

2 協議の結果、甲乙双方が書面で合意したときは、本契約を変更するものとする。

#### 第9条（準拠法および協議）

1 本契約は日本法を準拠法とする。

2 本契約に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ各1通を保管する。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(甲) 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

(乙) 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印